

氏 名	もみ あきら 山 明
学位(専攻分野)	博 士 (文 学)
学 位 記 番 号	論 文 博 第 525 号
学位授与の日付	平 成 19 年 3 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 2 項 該 当
学 位 論 文 題 目	中国古代訴訟制度の研究

論文調査委員	(主 査) 教 授 吉 本 道 雅	教 授 夫 馬 進	教 授 富 谷 至
--------	----------------------	-----------	-----------

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、出土文字史料に基づき、秦漢時代における訴訟制度の復元を試みたものである。

〈序章〉〈一 本書の課題と方法〉では、まず〈(1)出土文字史料の出現と研究の変容〉において、秦漢史研究の動向と出土文字史料との関連を述べ、ついで〈(2)本書の課題と構成〉において本論文の課題を明示する。ついで、〈二 出土文字史料とその背景〉では、〈(1)居延漢簡の背景〉、〈(2)雲夢睡虎地秦簡概述〉において表記の出土文字史料の性格を概観したのち、秦漢法律関係簡牘の鍵となるものとしてとくに睡虎地秦簡の『法律答問』につき、〈(3)法律答問〉の一項を立てる。〈三 使用テキスト〉は本論文で用いる出土史料のテキストおよびその訳注類を提示する。

〈第一章 李斯の裁判〉は、『史記』李斯列伝を素材に、李スが謀反罪で裁かれる展開をたどることで、秦漢時代の刑事裁判の基本的な骨格を確認するものである。〈一 裁判の分析〉において李斯の裁判の展開を概観した上で、〈二 獄中上書の意味〉において李スのいわゆる獄中上書が裁判の展開にとって必要不可欠な要素ではなく、孤立したエピソードに過ぎないことを確認し、〈三 案治と覆訊〉では李斯の裁判の核心が「案治」と「覆訊」（「験」）、すなわち犯罪事実を確認するための被疑者自身への訊問・再訊問であったことを確認する。

〈第二章 秦漢時代の刑事訴訟〉は、睡虎地秦簡を主たる素材として、秦漢時代の刑事訴訟の原理・手続を解明する。〈一 手続の復元〉は訴訟関係用語の整理に基づき、刑事手続の復元を試みる。〈(1)告訴・告発〉〈(2)逮捕・拘留・訊問〉〈(3)県・郷への照会〉〈(4)差押え〉〈(5)裁判・再審〉の一連の手続が確認され、訴訟手続の三本の柱として「告」「訊」「論」が析出される。刑事訴訟の核心をなす手続が訊問であったことは第一章において確認されているが、〈二 訊問の原理〉では、睡虎地秦簡の『封診式』を素材に、訊問の原理・形式をより具体的に解明する。〈(1)治獄〉〈(2)訊獄〉においてそれぞれ『封診式』の同名の篇を分析した上で、〈(3)詰問と真実〉において、訊問が、詰問・自供を通して真実（犯罪事実）に到達できるとの確信に支えられていたこと、また冤罪を防止すべく拷問を用いた場合はその報告が義務づけられていたことを確認する。〈三 乞鞠と失刑〉では、張家山漢簡『奏讞書』の秦王政二年（前245）「毛誣講盜牛案」を素材に、「乞鞠」すなわち再審請求（刑罰の対象となった行為を再確認するよう請求すること）を検討し、「乞鞠」が受理された場合の官憲の対応、審理・裁定を担当した官吏への処分、雪冤を果たした本人に対する処遇が解明される。さらに〈三〉を補足すべく、【補論】龍崗六号墓の乞鞠木牘が附されている。

〈第三章 居延出土の冊書と漢代の聴訟〉は、新居延漢簡に属し、いずれも建武三年（後27）の紀年をもつ二通の冊書を素材に、漢代の「聴訟」すなわち民事訴訟を検討する。〈一 駒罷勞病死冊書〉〈二 候粟君所責寇恩事冊書〉において二通の冊書を分析した上で、〈三 聴訟の諸相〉では、これらから看取される聴訟の特徴を考察すべく、〈(1)府と下級機関〉〈(2)聴訟から断獄へ〉の二項が立てられている。

同じく出土文字史料を用いながら、第二章・第三章が「まとまった史料群を相互の関係に留意しながら詳細に検討していくもの」であるのに対し、〈第四章 爰書新探—古文書学と法制史—〉は、「大量の残簡の中から共通性のある史料群を選び出して集成し、その上で分析に進むもの」である。『史記』酷吏列伝（およびそれを踏襲した『漢書』酷吏伝）のいわゆる

張湯の鼠裁判の故事には当時の刑事手続が最も凝縮された形で示されており、その大半の内容は第二章の検討ですでに明らかになった。問題は、ここに見える「爰書」なる文書、ならびに「伝爰書」なる手続であり、本章ではその解明が試みられる。〈一 爰書の注釈〉は、簡牘の検討に先立ち、『史記』『漢書』に附された蘇林・張晏・韋昭・顔師古の注釈を整理する。〈二 爰書の種類〉は、〈a 表題・尾題簡〉〈b 送達文書簡〉〈c 発信日簿〉〈d 指示・依頼文書簡〉〈e 掲・検〉なる簡牘の書式・記載様式に留意しつつ、敦煌・居延漢簡にみえる爰書を〈Ⅰ自証爰書〉〈Ⅱ吏卒相牽証任爰書〉〈Ⅲ秋射爰書〉〈Ⅳ病死（病診）爰書〉〈Ⅴ死馬爰書〉〈Ⅵ毆殺爰書〉〈Ⅶ貴売爰書〉〈Ⅷ呼称不明〉に分類する。ついで〈三 爰書の文言〉では爰書固有の文言の析出に努める。まず〈(1)「候粟君所責寇恩事冊書」の構成〉において、确实な爰書の事例である同冊書の構成を確認し、ついで〈(2)「它如爰書」文言〉において、「它如爰書」が爰書本文の書き止め文言であることを確認する。この見解を踏まえ、〈四 爰書の本文〉では〈(1)爰書本文の集成〉において「它如爰書」を有する爰書本文を集成し、〈(2)検証〉において、これらと〈二〉において列挙されたⅠ～Ⅷ類の爰書の呼称とが一定の対応関係をもつことを確認する。〈五 「自言」簡の問題〉では、大庭脩1958の古典的な研究が爰書の実例として挙げる「自言」簡を検討し、これが爰書ではなく、私人の官に対する申し立て、申請の文書であることを論証する。〈六 爰書の機能〉では、「爰書とは公証文書であり、その証明力は、時間を置いて、または担当官を異にして、事実を再度確認することで附与される」と爰書の機能を総括する。

〈第五章 秦簡刑罰史研究の現状—刑期をめぐる論争を中心に—〉は、睡虎地秦簡の出土がもたらした影響を中心に、秦漢刑罰史研究の学説整理を行い、今後の展望を試みる。具体的には、労役刑（強制労働刑）の刑期の有無の問題、前漢文帝の刑罰改革（文帝十三年・前167）の評価が中心となる。〈一 基本史料の提示〉は、睡虎地秦簡出土以前に、秦漢刑罰史研究の基本史料の位置を占めていた『漢書』刑法志の文帝改制に関する部分、および『漢旧儀』の各種労役刑と刑期についてのまとまった記述を提示する。ついで〈二 刑罰をめぐる論争—隸臣妾の位置付けを中心に—〉では、睡虎地秦簡に見える労役刑の刑期の有無につき、〈(1)無期説の提唱〉〈(2)有期説の検討〉〈(3)無期説の展開〉を三項を立てて学説史を整理した上で、無期説の依るべきことを論証し、ついで〈三 文帝改制の評価—『漢書』刑法志の解釈を中心に—〉において、〈(1)刑期設定説と経過規定説〉〈(2)テキストの混乱〉〈(3)新たな有期説〉の三項を立てて、文帝改制における刑期設定のありかたを解明する。〈四 肉刑除去の意義〉では、文帝改制における肉刑除去が、「秦制からの脱皮」であるのみならず、より古い刑罰観からの脱皮であることを確認する。

〈終章 司法経験の再分配〉では、第二章の刑事訴訟手続の復元に用いられた出土文字史料、睡虎地秦簡『法律答問』・張家山漢簡『奏讞書』を復元された制度の中にあらためて位置付けることで、訴訟手続の性格を総括する。大きく異なった記載様式をもつこの二つの史料が、実はともに疑罪に対する上級機関の判断を記録したものに基つき、『奏讞書』が比較的原型に近い公文書の様式をもつのに対し、『法律答問』が疑問点を問答体に編集した書物であることを確認し、ここに窺われる「司法経験の再分配」というべき仕組みが、広大な領域支配を可能にした条件の一つであるとする。

最後に〈付章一 湖南龍山里耶秦簡概述〉〈付章二 【書評】A. F. P. Hulsewé, *Remnants of Ch'in Law*〉の二章が附載される。

論文審査の結果の要旨

秦漢法制史の古典的研究としては、沈家本『歷代刑法攷』やA. F. P. Hulsewé, *Remnants of Han Law*, vol. I, Leiden, 1955. などがあり、今なお参照すべき所見が多いが、『漢書』刑法志などわずかな文献に依拠するものであって、史料制約はいかんともしがたかった。「爰書考」（1958）にはじまる大庭脩の一連の論考は、居延漢簡を用いた法制史研究の先駆的作品である。こうした出土文字史料に基づく秦漢法制史研究は、睡虎地秦簡の公刊（1978）により本格的に開始された。新居延漢簡の公刊（1990）は、簡牘学の全般的な活性化をもたらし、さらに龍崗秦簡（1994）・里耶秦簡（2003）および張家山漢簡（2001）など秦漢法制史料の増大は研究条件を飛躍的に向上させた。論者は「秦の隸属身分とその起源—隸臣妾問題に寄せて—」（1982）や本論文第二章のもととなった「爰書新探—漢代訴訟論のために—」（1992）などに示されるように、睡虎地秦簡・新居延漢簡を用いた法制史研究の日本における先駆者の一人であり、さらに簡牘学そのものについても、『漢帝国と辺境社会—長城の風景—』（1999）を著し、今日の日本における代表的な研究者の地位を占めている。

本論文は、論者の夥しい論考より訴訟制度を中心とする数篇を厳選し、最新の史料状況・研究状況を反映すべく改訂を施

して編集されたものである。以下、本論文の構成に即してその到達点を確認していこう。

〈序章〉は、秦漢史研究の動向と出土文字史料との関連を述べ、ついで本論文の課題と構成が説明され、ついで居延漢簡・睡虎地秦簡の性格に関する所見が示される。

〈第一章 李斯の裁判〉は、『史記』李斯列伝に見える李斯の裁判をたどることで秦漢時代刑事訴訟の基本的な枠組みが提示される。刑事訴訟の核心が「案治」と「覆訊」（「驗」）、すなわち犯罪事実を確認するための被疑者自身への訊問・再訊問であるという本論文の根幹となる所見が明示される。以下の各章がもっぱら出土文字史料に基づく個別的な議論であり、とりわけ門外漢には一見とりつきにくい記述であるため、まずは在来文献によって「初歩的なスケッチ」を提示したものであり、まことに周到な配慮であるというべきである。

〈第二章 秦漢時代の刑事訴訟〉は、睡虎地秦簡を主たる素材として、秦漢時代の刑事訴訟の原理・手続を解明する。第一章において文献を素材に提示されたスケッチに対し、出土文字史料によって具体的な肉付けを施したものといえる。睡虎地秦簡および張家山漢簡に見える術語の考証が記述の中心を占めるが、この種の考証の模範的なありかたを示したものである。

〈第三章 居延出土の冊書と漢代の聴訟〉は、新居延漢簡に属する「駒罷勞病死冊書」「候栗君所責寇恩事冊書」の二件を素材に、漢代の「聴訟」すなわち「民事的な訴訟」のありかたを解明する。「候栗君所責寇恩事冊書」は「爰書」の実例として研究が蓄積されてきたが、ここではさらに漢代の訴訟における裁判機関の上下関係を示す材料として新たな角度から考察が加えられる。「駒罷勞病死冊書」については本章が初の本格的な専論である。

〈第四章 爰書新探—古文書学と法制史—〉は、同じく出土文字史料を用いながら、第二章・第三章が「まとまった史料群を相互の関係に留意しながら詳細に検討していくもの」であるのに対し、「大量の残簡の中から共通性のある史料群を選び出して集成し、その上で分析に進むもの」である。まずは居延・敦煌漢簡から「爰書」の文字の見える残簡が集成分類され、「候栗君所責寇恩事冊書」から「它如爰書」が爰書固有の文言であることが確認される。ついで「它如爰書」の見える残簡を集成し、これらが上記の分類に対応することが確認され、かくして爰書が確定される。簡牘研究の模範というべき記述であり、また爰書が大庭脩1958以来、出土文字史料を用いた秦漢法制史研究のいわば象徴的存在であったことからいっても、本章の意義はさきわめて大きい。

〈第五章 秦漢刑罰史研究の現状—刑期をめぐる論争を中心に—〉は、睡虎地秦簡の出土を契機とする秦漢刑罰史研究、とくに労役刑（強制労働刑）の刑期の有無の問題、前漢文帝の刑罰改革（前167）の評価をめぐる学説史の整理を兼ねて論者の所見を提示したものである。近年の秦漢史研究の問題として、全体像不在の個別研究への細分化がある。「戦後歴史学」の文脈において提起された専制国家論など全体像を志向する議論がその求心性を喪失したとともに、1970年代の睡虎地秦簡にはじまり、1990年代以降加速した出土文字史料の増大がその原因である。論者もまたこれを「学界の閉塞と研究の質の低下をもたらしかねない」ものとして危惧し、研究者相互の議論と批判の必要性をあらためて強調する。本章は、そうした研究者の「対話」のありかたを模範的に示したものである。

〈終章 司法経験の再分配〉では、第二章の刑事訴訟手続の復元に用いられた出土文字史料、睡虎地秦簡『法律答問』・張家山漢簡『奏讞書』の性格を考察した上で、「司法経験の再分配」というべき仕組みが、広大な領域支配を可能にした条件の一つであるとする。

このように、本論文は、表題とされる「訴訟制度」のみならず、法制史さらには秦漢史研究の今日における到達点と今後の方向を啓示したものであり、明晰平明な文体、周到な構成、着実な論証と相まって、史学史上の記念碑的著作といえよう。

出土文字史料の解釈や、『法律答問』『奏讞書』の性格、あるいは睡虎地秦簡の年代観、「廃棄された簡牘」に対する「副葬された簡牘」の性格など個別的な論点についてはなお異論の余地がありえようが、このことを考慮しても、論者の主張が現在の史料的条件のもとで最善を尽くしたものであり、今後の生産的な議論の出発点となることは疑いない。

ただ、論者が訴訟制度の歴史的変化に明示的に言及しないことは、いささか物足りない。睡虎地秦簡から居延漢簡まではほぼ二世紀半の年代幅をもち、この間、秦の統一、前漢・新・後漢の王朝交代を経過していることを考慮すれば、訴訟制度それ自体の基本的枠組みが仮にほとんど変化しないとしても、法制史の総体に占めるその位置は変化を免れ得なかったのではないか。さらに訴訟制度の「理念」といった抽象度の高い議論も欲しかったところである。「議論の密度と精度」の一貫

性を維持すべく本論文ではあえて割愛されたものと察せられるが、論者ならではの展望を示されるべきであったと考える。とはいえ、これらの点が、本論文の価値を何ら損なうものでないことはいうまでもない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2007年1月24日、調査委員3名が論文内容とそれに関連して試問した結果、合格と認めた。